

がんばる商店街を応援します

～ 宮崎県まちなか商業再生支援事業費補助金のご案内 ～

厳しい環境の中で、がんばる商店街等（まちなか商業）を再生するため、「地域」「産業」「観光」などの多様な主体と連携した新たな「振興策」や「起業」、「にぎわいの創出」への取り組みや、「高齢者」「子育て」「安全・安心」「エコ」「買い物弱者」に対応した地域（商店街等）の「まちづくり」を支援します。



ワークショップ（延岡市）



軽トラ市（川南町）



交流プラザ（日南市）

シンポジウムやワークショップを開催し、「まちづくり」の合意形成をしたい。
空き店舗にコミュニティ施設（高齢者の交流、子育て支援など）をつくりたい。
空き店舗に廃油ステーションなどをつくり、資源の有効活用をしたい。
日々の買い物に不便をきたす独居高齢者のため、移動販売に取り組みたい。

など

補助の内容

（対象事業と補助額）

次の事業に取り組む場合、市町村を通じて商店街等に助成します。

（下記の【補助額】は、県と市町村が同額の補助をした場合の合計額の最大です）

プラン策定支援

商店街等が「まちなか商業」の再生に向けて、様々な団体と「連携」して取り組む場合に必要な「組織づくり」「人材確保」「プラン作成」、又は中心市街地活性化基本計画認定やまちづくりプラン策定に向けた取組に対して助成します。

【補助額】

連携事業	ソフト事業	300万円（県1/2 + 市町村1/2） ～ エリアマネジメント実施の場合、400万円（県1/2 + 市町村1/2）を限度に加算
基本計画等策定	ソフト事業	200万円（県1/2 + 市町村1/2）

実践支援

商店街等が様々な団体と「連携」して実践する事業や、「高齢者」「子育て」「安全・安心」「エコ」「買い物弱者」等の社会的課題に対応する取組、中心市街地活性化基本計画等に基づく取組に対して助成します。

【補助額】

連携事業	ソフト + ハード事業	900万円（県1/2 + 市町村1/2）
社会的課題対応	ソフト + ハード事業	600万円（県1/2 + 市町村1/2）
中心市街地活性化事業	ソフト事業	300万円（県1/2 + 市町村1/2）

お問い合わせ先

宮崎県 商工観光労働部 商工政策課（商業振興担当）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7102 ファクシミリ 0985-26-7337

ソフト事業、ハード事業の区分、補助対象事業者、補助の流れ等は、裏面をご覧ください。

ソフト事業とは？

イベントの開催やコミュニティ施設の運営、シンポジウム、ワークショップの開催等に要する経費です。

(施設の建設又は施設、設備等の取得に要する経費を除く。)

報酬・賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料、広告・宣伝費、委託費 その他知事が必要と認める経費が対象です。

【例】空き店舗を活用したコミュニティ施設の運営の場合

<対象経費> 空き店舗の家賃、水道光熱費、施設管理者の賃金 等

ハード事業とは？

施設の建設又は施設、設備等の取得に要する経費です。

(設計監理費を含み、土地の取得、使用、造成及び補償に要する経費を除く。)

(中古設備を取得する場合には、減価償却費等を勘案し、適正な価格を対象とします。)

施設の建設費、施設、設備の取得費、施設の改装費、施設の建設のための設計管理費 その他知事が必要と認める経費が対象です。

【例】空き店舗を活用したコミュニティ施設の運営の場合

<対象経費> 空き店舗の改装費、看板作製費用、イベント用テントの購入費用(備品に区分されるもの)等

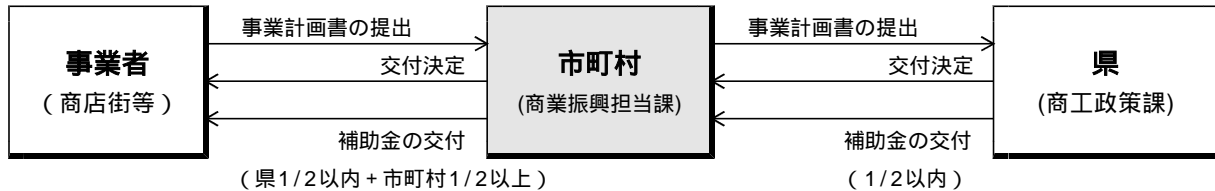
補助対象事業者は？

商工会議所、商工会、商店街振興組合、事業協同組合、任意の商店街組織(活動実績、組織体制を有し、市町村長が適当と認めるもの)、市町村、その他市町村長が適当と認めた団体

複数の商店街や関係団体で構成される「まちづくり協議会」等も補助対象事業者となります。

補助の流れは？

補助対象事業者(商店街等)に助成する市町村に、県が助成します。



注1)「事業計画書の提出」の前に、市町村商業振興担当課又は宮崎県商工政策課にご相談ください。

注2)県は、市町村が補助する額の1/2以内の額を補助します。

注3)「連携事業」に取り組む場合、財政力指数が0.3未満の市町村については、補助率が2/3となります。

(財政力指数0.3以上の市町村は、1/2)

申請に必要な書類は？

宮崎県まちなか商業再生支援事業費補助金要綱及び宮崎県まちなか商業再生支援事業実施要領に定める「事業計画書」「収支予算書」「定款(規約等)」を市町村に提出します。

申請の前に、市町村商工振興担当課又は宮崎県商工政策課(お問い合わせ先は表面に記載)にご相談ください。

相談に当たっては、事業計画の概要、商店街等の組織体制がわかる資料等をご持参ください。

